

厚生労働省 川口 俊徳

略歴

平成11(1999)年	厚生労働省入省
平成23(2011)年	群馬労働局職業安定部長
平成29(2017)年	国会連絡室長
令和3(2021)年	人材開発統括官付 海外人材育成担当参事官
令和5(2023)年	職業安定局外国人雇用対策課長



技能実習制度・特定技能制度の概要

【技能実習制度】（平成5年創設）〈91職種、約43万人〉

- 人材育成を通じた国際貢献を目的（人材確保の手段でない旨法定）
- 受入企業が計画に基づき実習実施/監理団体による実習監理
- 本人意向の転籍は原則不可
- 技能実習機構による指導監督・相談・支援 5年後見直し(R4.11)の時期が到来

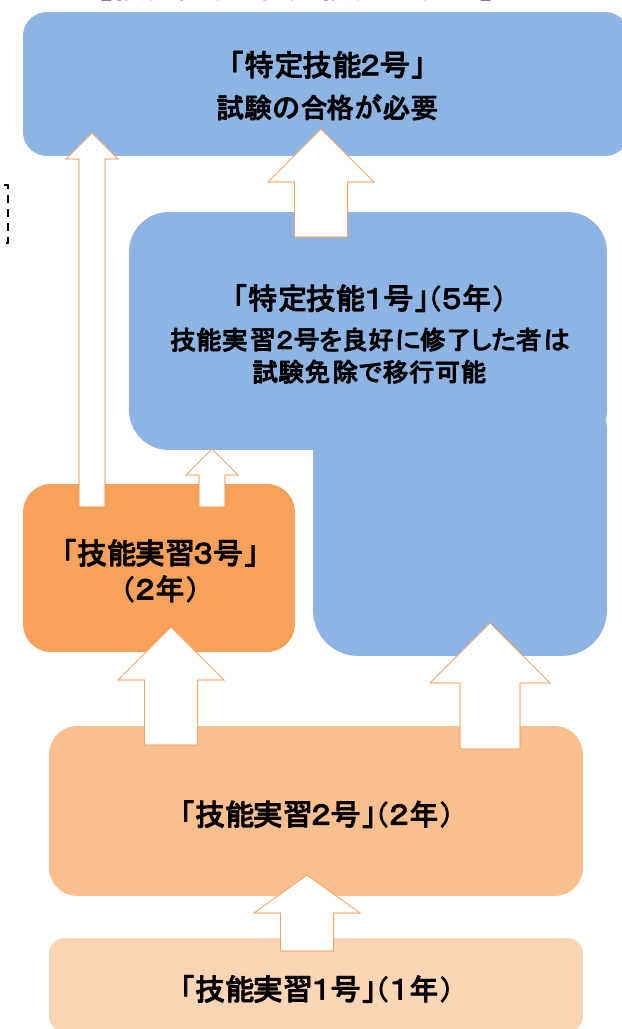
【特定技能制度】（平成31年創設）〈16分野（※1、約26万人）〉

- 人手不足分野における人材確保を目的
- 日本語(N4相当)及び技能の試験合格等を要件として雇用（※2）
- 特定技能1号は相当程度の知識又は経験を必要とする技能、
特定技能2号は熟練した技能を要する業務
- 受入上限を分野別に設定
- 本人意向の転籍は分野(同一業務区分内)において可能
- 登録支援機関等による支援 2年後見直し(R3.4)の時期が到来

※1 16分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）
 （「自動車運送業」分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）

※2 技能実習2号(3年間)修了後は、試験免除により同一分野の特定技能1号への移行が可能
 (約9割の実習生は移行可能であり、実際に特定技能労働者の約6割が技能実習からの移行)

【技能実習・特定技能の流れ】



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

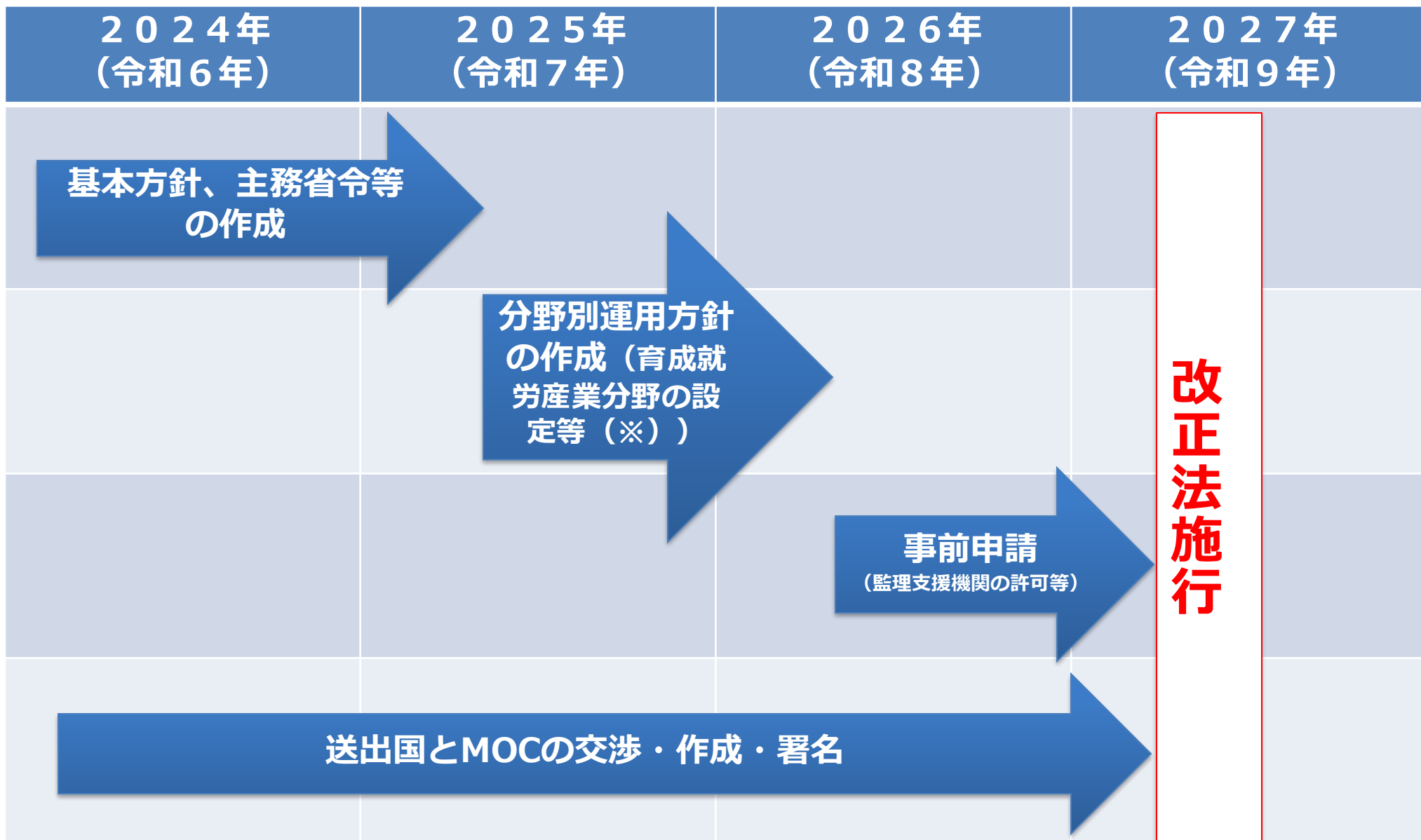
監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

施行までのスケジュール（予定）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。